

3 川 監 公 第 8 号

令和3年8月19日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和3年6月23日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺岡章二
同	植村京子

(別紙)

3 川 監 第 4 4 8 号

令和3年8月19日

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 川口 洋一 様

同 篠原 義仁 様

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

川崎市職員措置請求について（通知）

令和3年6月23日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第１ 監査委員の除斥

本件措置請求において、浅野文直監査委員及び山田晴彦監査委員については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条の２の規定により除斥とした。

第２ 請求の受付

１ 請求の内容

本件措置請求は、別紙１（事実証明書は添付省略）のとおり、市が秋田恵議員及び本間賢次郎議員に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行わせるよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

２ 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和３年６月２３日付でこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第３ 監査の実施

１ 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第２４２条第７項の規定に基づき、令和３年７月２８日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第８項の規定に基づき、議会局の職員の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙２のとおりである。

２ 関係人調査

法第１９９条第８項の規定に基づき、令和３年７月３０日、本件措置請求に係る事実関係の確認のため、関係人調査を行った。

関係人調査の対象は、秋田恵議員及び本間賢次郎議員とした。

３ 監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第4 監査の結果

1 前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1) 政務活動費について

ア 概要

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成13年川崎市規則第16号。以下「規則」という。）に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）」によると、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点が挙げられている。

(ア) 政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(イ) 実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(ウ) 按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適當であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものとする。

(エ) 執行にあたっての原則

政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ 政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第3条では、会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して月額450,000円又は②会派・議員に対して会派に月額50,000円、議員に月額400,000円のいずれかの選択制として、所属議員数を乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第10条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各	会場借上料、委託料、食糧

	種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

ウ 交付等の事務手続の流れ

(ア) 交付申請手続（条例第 5 条第 1 項）

政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。

(イ) 交付決定（条例第 5 条第 2 項）

市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。

(ウ) 支出請求（規則第 3 条、第 8 条）

会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月 10 日に交付される。

(エ) 政務活動費の活用、整理・調製（条例第 9 条、指針）

政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者 1 人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等整理（支出伝票に貼付等）、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。

(オ) 収支報告書等の提出（条例第 11 条、指針）

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表（写し）、支出伝票（写し）、領収書等（写し）、政務活動記録票（写し）等を提出する。議長は、これらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

(カ) 剰余金の返還（条例第12条、規則第11条）

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

(キ) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等（指針）

議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報情報のマスキングを行う。

(ク) 収支報告書等の閲覧（条例第15条、規則第14条）

議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

(ケ) 関係帳簿の保管（規則第9条、指針）

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する。

(2) 各議員による支出について

請求人が対象としている令和元年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。

ア 秋田恵議員（以下「秋田議員」という。）

合同会社M o r i L a b o（以下「A社」という。）に対し、調査研究費として、合計1,705,000円及び広報・広聴費として、合計1,100,000円を支出した。

イ 本間賢次郎議員（以下「本間議員」という。）

株式会社北斗（以下「B社」という。）に対し、広報・広聴費として、合計1,244,780円を支出した。

2 監査委員の判断

(1) 政務活動費の性格について

法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第2条では、「会派（所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。）及び議員

は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」としている。

これらの政務活動費に関して、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁第三小法廷平成22年3月23日判決）とされ、政務活動費の執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁第一小法廷平成21年12月17日判決）とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、使途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

(2) 本件各支出の違法性について

ア 秋田議員

請求人は、調査研究費として支出した合計170万5000円及び広報・広聴費として支出した合計110万円について、支出先であるA社は、ホームページには占いに関する記載があるのみで、政務活動に関する調査研究及び市政報告紙作成とは無関係であり、これらの委託先として選定した理由に疑義があること、また市政報告の作成については契約金額も高額であること、市政報告紙作成に当たっては委託内容に重複があることから、当該支出には不当性がある旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(ア) 調査研究費について

a 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

A社は、履歴事項全部証明書によると、占いのほか、人材育成、企業戦略の立案など18の目的を掲げる法人である（秋田議員提出資料別紙A）。

調査研究に関し、秋田議員は、A社とコンサルティング契約を締結しており、報酬については、依頼1件当たり100万円以内で5万円単位と定められている（秋田議員提出資料別紙B-2）。

上記成果物として、関係人調査時に官公庁のホームページ等に登載されている資料をまとめたものが提示されたほか、校庭開放に関する調査報告書などが提出された（秋田議員追加提出資料⑥）。

これらの概要は次のとおりである。

支出伝票件名	金額（円）	関係人調査で確認した内容
--------	-------	--------------

校庭開放に関する調査報告書	220,000	令和元年11月20日から 同年12月9日まで
子供のサッカーゴール事故例に関する調査報告書	220,000	令和元年11月20日から 同年12月9日まで
被災世帯への支援に関する調査報告書	385,000 (緊急対応)	令和元年12月7日から 同月11日まで
避難行動に関する調査報告書	330,000	令和元年11月20日から 同年12月9日まで
台風19号に関する調査報告書	220,000	令和元年10月12日から 同月20日まで
文化芸術の活動及びまちづくりに関する調査報告書	330,000	令和2年2月20日から 同年3月10日まで

なお、令和元年第5回川崎市議会定例会における、チーム無所属の代表質疑において、台風19号の検証等に関する質問が行われている。A社が作成した調査に係る成果物として、上記調査報告書の名目ごとに官公庁等がホームページに登載している資料等を印刷した紙ファイル6冊が提示された。

秋田議員によると、所属会派（チーム無所属）の解散、所属地域政党からも離れることにより、一人で全ての業務を行うことを要するなど、限られた時間の中で同時に複数の質問を立てる必要があったため、後述（イ）の市政報告の作成依頼のほか、A社に継続して複数の調査依頼を行ったとしている。

秋田議員によると、令和元年12月9日に当局から補正予算に関する議案内容の説明を受け、代表質疑を担当するよう命じられたが、原稿提出が同月11日と短期間であり、一般質問において、議長宛て提出するディスプレイ使用申出書等の期限日と重なっていたため、納期を変更し緊急対応を含む調査を依頼し、金額についてはA社と事前に相談の上、決定したとしている。

また、A社に社員はおらず、一人で業務を行っており、緊急対応については睡眠時間を削りながら、期限に間に合わせてもらったとしている。

b 判断

指針によると、「調査研究費は、会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費」としている。

そこで検討するに、秋田議員は、上記各調査を行う際、A社に調査報告書の提出を依頼し、事前に額を提示することで、A社と合意した金額を決定し、短いものでは数日で調査研究結果を電子データで取得できたとしており、各調査項目の名目ごとに電子データを印刷した紙ファイルを提示している。

このような複数の調査報告書の作成を同時期に依頼することや事前に見積

書等もなく金額が決められた経緯にやや不自然な点は認められるものの、その調査報告ごとに成果物が提示されており、その金額が著しく高額であるとまでは認めることは困難である。

また、請求人は、秋田議員の調査報告書の内容も問題とするが、調査研究の結果が、議会又は委員会における質問等において明確にあらわれていなくても、そのことは必ずしも市政に生かされていないことを意味するとはいえないものと解される。

なお、政務活動記録票は公開された収支報告書と支出伝票には添付されていないが、このことをもって、直ちに不適正であるとは認められない。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

(イ) 広報・広聴費について

a 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

A社は、前記のとおり、18の目的を掲げる法人である（秋田議員提出資料別紙A）。

A社が作成した成果物は、電子データとして納品されているとして、それを印刷した紙ファイル1冊（国会議員や市議会議員の国政・市政報告等を集約したもの）が提示されたほか、秋田議員の市政報告4枚が提出された（秋田議員提出資料別紙D-1～4）。

秋田議員によると、A社は、さまざまな分野のコンサルタント業務を行っている法人で、一般には連絡先を公開しておらず、請求人の主張するホームページはA社のものではなく、かねてよりの占いブランドとしてのものであるとしている。

秋田議員の市政報告の作成について、A社では調査から作成までを一貫して依頼できることから委託先として選定し、その理由として秋田議員が、「チーム無所属」に所属していた際、難航していた情報の整理についてA社に調査を依頼したところ、きちんとしたエビデンスを提示した上で報告があったため、有益であると判断し、その後の調査や市政報告の作成を依頼するようになったとしている。

A社に支出した金額については、作成前に秋田議員から額を提示し、A社の合意が得られたため決定したもので、請求書や見積書は作成していないとしている。

今回対象となった5件の支出伝票のうち、「相談費」22万円として支出したのは、市政報告の作成が初めてであるため、国会議員や他の市議会議員が

どのような国政・市政報告を作成しているか調査依頼をしたもので、成果物として、国政・市政報告等を集約した紙ファイル1冊が提示された。

その他の項目である「原稿費」33万円、「構成費」16万5000円、「デザイン費」27万5000円、「修正費」11万円については、所属会派（チーム無所属）が解散したこと、所属地域政党を離れることとなったことによる印刷物のデザインの変更などにより、再作成が必要となったり、市のSDGsの取組とひもづけるために修正をしたりしたことによるとしている。

具体的には、当初作成した市政報告を「原稿費」とし、所属会派が解散したことによる修正を「構成費」とし、所属地域政党を離れることとなったことによるデザインの変更を「デザイン費」とし、市のSDGsの取組と連動させるための修正を「修正費」としたとしている。

表に示すと次のとおりである。

支出伝票件名	金額（円）	関係人調査で確認した内容
市政報告 相談費	220,000	他の議員の市政報告を集約したファイル
市政報告 原稿費	330,000	市政報告No.1の作成
市政報告 構成費	165,000	市政報告No.1から会派名を削除
市政報告 デザイン費	275,000	市政報告No.1に加筆
市政報告 修正費	110,000	市のSDGsの取組と連動したものを加筆

全体として市政報告の作成費用が高額となったのは、白紙の状態から作成を依頼したため、印刷物によるポスティング等は個人情報保護の観点からの疑問やペーパーレス化の実践への課題認識があったことから、印刷物ではなく、ホームページのみに掲載することとし、インターネットを利用できない方には個別に印刷して渡しているため、印刷物は存在しないとしている（ただし、関係人調査において、プリントアウトしたものが提示された。）。

b 判断

指針によると、「広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費」としている。

そこで検討するに、秋田議員は、令和元年度に市政報告を作成するに当たり、まず過去の国会議員や市議会議員の調査報告書の検討を行い、それを集約した電子データに市政報告相談費として22万円を支出し、その後、秋田議員の市政報告4種類を作成している。

「相談費」については、成果物が提示されており、直ちに不適切とはいえない。

しかしながら、上記4種類の市政報告の内容は、最初に作成した市政報告

(秋田議員提出資料別紙D-1)をベースとして、会派の名称を削除し、縦書き2段を横書き2段への組替えしたもの(同D-2)、議会質問等を加筆したもの(同D-3)、A4判S型をA4判E型への組替えし、SDGsの絵や評価を加筆したもの(同D-4)であるが、その内容に大きな変更や加筆はなく、相当部分が重複したものとなっている。

以上によれば、上記4種類の市政報告は、いずれも相当部分が重複している上、支出伝票上の件名に記載された項目と実際の内容に相違があること、成果物が電子データに加筆修正されただけであること等を考慮すると、最初の「原稿費」を除く、「構成費」、「デザイン費」、「修正費」とされた合計55万円の1/2については、社会通念上、過大であると言わざるを得ない。

したがって、市長は秋田議員に支出した広報・広聴費に係る政務活動費のうち、市政報告構成費、市政報告デザイン費及び市政報告修正費に充てられた額の1/2相当額である27万5000円の返還請求を行う必要があるといえる。

イ 本間議員

請求人は、広報・広聴費とした支出した124万4780円について、支出先であるB社は、現地において目立った看板などもなく、特別の理由がなければ選定しないような業者であり、また契約金額も高額であることから、当該支出には業者選定の経緯と金額に不当性がある旨主張している。

以下、本件支出が不当といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は以下のとおりである。

B社は、履歴事項全部証明書によると、広告代理業、看板製作、印刷業等を法人の目的としており、所在場所に印刷業であることを示す看板等はないが、インターネット上のサイトにおいて宣伝・広告業を営んでいる会社として掲載されている。契約金額については、事前に電話やメールで確認し、原稿の制作に係る経費のほか、製版・簡易校正、刷版、印刷、断裁、折り加工、用紙、納品に係る費用が支出されている(本間議員提出資料3-3、4-3)。

本件支出の対象となった成果物は、《自由民主3月議会号》《自由民主12月議会号》としてタブロイド判が現物として提出されている(本間議員提出資料5、6)。

本間議員は、市議会議員当選前からB社の評判を聞いていたことから、市議会議員の補欠選挙の候補予定者に選ばれた際、最初は会議室で打合せをし、以降は電話やメール等の方法により、文案のたたき台と数値等のデータを示し、B社に広報物の作成を依頼した。本間議員は、各タブロイド判5,000部について、

自身で有権者に渡すなどして配布した。本間議員は、B社の対応のよさや仕事の質の高さが評判どおりであったことから、B社を信頼し、継続して広報物等の制作を依頼しているとのことであった。また、B社では営業方針として、得意顧客とその紹介先の仕事のみを対象に事業を展開しており、自社の広告は積極的には行っていないとのことであった。

(イ) 判断

本件支出について、印刷物を発注した際の見積書には見積内容、単価等が詳しく記載されており、B社が受注している作業内容、作業範囲等を考慮すれば、本件支出が不当に高額であるとはいえず、本件支出の対価となるタブロイド判の印刷物も現実を取得して自身で配布しており、その支出が不適切であるとは認められない。

したがって、本件支出が不当であるとの請求人の上記主張は理由がない。

(3) 結論

以上のとおり、本件措置請求は、前記（２）ア（イ）については、本件支出が違法であるとの請求人の主張には理由がある。

その余のものについては、請求人の主張に理由がないため、これを棄却する。

3 勧告

以上の結果に基づき、本件措置請求における請求人の主張には一部理由があると認められ、法第242条第5項の規定により、市長に対し、以下のとおり勧告する。

(1) 措置すべき事項

令和元年度に交付した政務活動費のうち、前記2（２）ア（イ）について、市長は政務活動費の支出について妥当性を検証し、政務活動費を充てるべきではない経費であったと認められた場合には、秋田議員に対して期限を定めて返還を求めるなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 措置期限

上記の措置を講じた上、令和3年11月30日までにその旨を監査委員宛て通知されたい。

4 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用する

ことが求められている。

今回の監査において、議会局に提出された収支報告書を確認したが、支出伝票に添付された領収書及びその他証拠書類等から支出の詳細が確認できない事例もあった。

具体的には、見積書などの書面を徴取せずに、SNSを利用して金額の決定を行い、その過程が分からないもの、契約書等を作成していないため契約内容が不明確なもの、業務の完了報告がSNSによってのみ行われているもの、請求書が確認できないものが見受けられた。

政務活動費については、個々の支出の金額や支出先、活動の目的、内容等全てを詳細に報告することまで求められていないが、一方、仙台地裁平成29年1月31日判決では、政務調査費について「政務調査費の支出が本件使途基準に合致するか否かについて、支出の過程に関与していない原告の側でその詳細を明らかにすることはしばしば困難を伴うと言わざるを得ない。他方で、自ら政務調査費を支出した被告らの側においては、法、本件条例及び本件規則を遵守して政務調査費を支出しているとされる以上、支出が本件使途基準に合致することについて合理的な説明をすることが期待できるといえる」とされており、その適正な執行が求められる。

指針においては、支出を証明する書類として、見積書、契約書等を必要としていないが、一般的に契約行為、例えば印刷物の作成においては、見積書の徴取、発注、履行、履行確認、支払請求、支払、受領書の発行という流れが商慣行となっており、政務活動費においても、こうした商慣行に倣って進めることが、透明性の確保、市民への説明責任を果たすことにつながるものと考ええる。

会派及び議員においては、引き続き政務活動費が公金であることを意識し、使途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等を望むものである。

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 殿

2021（令和3）年6月23日

請求人

住所 〒210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル7階

川崎合同法律事務所内

電話044-211-0121

FAX 044-211-0123

氏名 かわさき市民オンブズマン

代表幹事 川口 洋一

同 篠原 義仁

第1 請求の要旨

- 1 秋田恵に対し、政務活動費2,805,000円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 2 本間賢次郎に対し、政務活動費1,244,780円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第2 請求の原因

1 対象となる財務会計行為

（1）秋田恵に対するもの

秋田恵は、令和元年度、調査研究費として、合同会社Mori Laboに対し、2019（令和元）年10月25日付、同年12月10日付、同月16日付、同月20日付、同月22日付、2020（令和2）年3月11日付の請求書（資料1の1～6）に基づき合計1,705,000円を政務活動費から支出した。

また、令和元年度、広報・広聴費として、同社に対し、2019（令和元）年11月21日付、同年12月13日付、同月25日付、2020（令和2）年1月10日付、同月15日付の請求書（資料2の1～5）に基づき合計1,100,000円を政務活動費から支出した。

（2）本間賢次郎に対するもの

本間賢次郎は、令和元年度、広報・広聴費として、株式会社北斗に対し、2019（令和元）年9月30日、及び2020（令和2）年3月30日に合計1,244,780円を政務活動費から支出した（資料3の1、2）。

2 財務会計行為の違法性

（1）序論

政務活動費は、地方議会の活性化を図ることを目的とする、地方自治法第100条14項に基づき制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派及び議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。政務活動費については「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要」（第147回通常国会での衆議院地方行政委員長の提案説明）とされており、「議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。」「『川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第2条抜粋』とされている。

したがって、政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められる。

（２）秋田恵に対するもの

秋田恵は、令和元年度、合同会社Mori Laboに対し、調査研究費として合計1,705,000円、広報・広聴費として合計1,100,000円を支払った。

政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められ、委託先業者の選定に疑義があり、または委託内容が不自然・不合理であったり、社会常識的に高額であるなどといった場合は、政務活動費としての支出は適当でなく認められない。

秋田議員が調査研究等を委託した合同会社Mori Laboは、ホームページにパーソナルコンサルタントを掲げるものの、コンサルタントである森秀彦氏の肩書は占い師である。同ホームページには、対面・電話・メールの3種類のセッションによる占いについての内容紹介（あなたが占って欲しいことをお話しただいてそれに対して鑑定をしていきます。）や料金設定が掲載されているのみで（資料4）、およそ政務活動に関する調査研究、及び市政報告紙作成とは無関係である。

秋田議員は、同社に対して下記の調査研究を委託しているが、上記ホームページからは、およそ、政務活動に関する専門的事項について情報を収集・調査し、データ解析・関係法案の整理・課題の抽出を実施して専門的知見・解説を提供・報告することができる法人であるとは考えられない。

したがって、合同会社Mori Laboを、政務活動に関する調査及び市政報告紙面作成を委託する先として選定した理由に疑義がある。

調査研究委託の内容

2019年10月25日 台風19号に関する調査研究費

12月10日 校庭開放に関する調査研究費

代表質疑の日時が直近のため緊急対応

12月16日 被災世帯への支援に関する調査研究費

- 1 2 月 2 0 日 サッカーゴール事故例に関する調査研究費
一般質問項目として調査依頼したもの
- 1 2 月 2 2 日 避難行動に関する調査研究費
一般質問項目として調査依頼したもの
- 2 0 2 0 年 3 月 1 1 日 文化芸術の活動及びまちづくりに関する調査研究費
また、広報・広聴費として支出した、市政報告についての委託の内容は下記のとおりである。
- 2 0 1 9 年 1 1 月 2 1 日 市政報告を作成するにあたっての相談及びアドバイス 2 2 万円
- 1 2 月 1 3 日 市政報告作成のための調査及び原稿作成 3 3 万円
- 1 2 月 2 5 日 市政報告作成のための内容及び全体構成確認 1 6 万 5 千円
- 2 0 2 0 年 1 月 1 0 日 市政報告のレイアウト及びデザイン 2 7 万 5 千円
- 1 月 1 5 日 市政報告内容及びデザイン並びにレイアウト修正 1 1 万円

秋田議員は、市政報告を作成するにあたり、相談費、原稿作成費、内容・構成確認費、デザイン費、修正費の各項目ごとに数十万円を支払っており、委託内容に重複部分があると考えられ、不自然・不合理でかつ社会常識的に高額である。

以上の点を総合的に考慮すると、秋田議員の調査研究費及び市政報告についての支出は、業者の選定の経緯、委託内容、金額に不当性があり、政務活動費として求められる透明性・適正性に反するため、その支出は認められない。

(3) 本間賢次郎に対するもの

本間賢次郎は、令和元年度、広報・広聴費として、株式会社北斗に対し、令和元年9月30日付、令和2年3月30日付で合計1,244,780円の政務活動費の支出をしている。

政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められ、運用指針でも「作成業務の委託は、委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結」することが求められている。したがって、委託先業者の選定に疑義があり、または委託内容が社会常識的に高額であるなどといった場合は、政務活動費としての支出は適当でなく認められない。

本間議員が印刷等を委託した株式会社北斗は、法人の存在は確認できたものの業務についての広告などは見つけることができず、現地において目立った看板等もなく、郵便受けに社名の表示が認められるだけで(資料5)印刷会社として現認、発見するのは困難な業者であった。したがって、特別の理由がなければ通常は選定しないような業者であり、委託先業者選定の透明性に疑義が感じられる。さらに、その契約内容は、タブロイド版2頁3000部で616,680円であり、非常に高額である。

以上の点を総合的に考慮すると、本間議員の市政報告紙についての支出は、業者の選

定の経緯、金額に不当性があり、政務活動費として求められる透明性・適正性に反するため、その支出は認められない。

3 川崎市長の怠る事実について

川崎市長は地方自治法第148条により、自治体の事務を管理し及びこれを執行することになっており、加えて同法第149条5号では会計を監督し、同6号では財産を取得し、管理し、及び処分することが市長の事務となっている。

また、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」第5条は市長の交付決定権を定めるとともに、第13条は市長に対し、「会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部または一部を取り消し」と市長の潜在的調査権につき定め、さらに第14条では交付の決定を取り消したときの返還命令権について定めている。

したがって、市長はその提出された収支報告書が適正であるかどうかについて調査し、問題があれば決定を取り消し返還命令権を行使する責務を有する。

しかし、川崎市長により政務活動費の支出が適正か調査された形跡もない。

川崎市長は、政務活動費の支出を適正にする義務を怠り多額の違法支出の存在を放置しており、財産管理を怠る事実の存在は明らかである。

4 請求者

請求者「かわさき市民オンブズマン」は、川崎市や市議会の行政運営に対し、自覚的な市民意識を大切にし、住民自治を発展させ、公正で活力ある社会の実現をめざし1997年に結成された市民団体であり、川崎市の行財政運営に対するチェック機能の問題点と今後のあり方について、行政監査、議会等につき市民的チェックの視点から調査、研究し、積極的な提言を行い、川崎市内各地域に行政監視のネットワークを広めることを主な活動内容とする団体である。

5 地方自治法第242条第1項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な措置を請求する。

添付資料

資料1の1～6 秋田恵議員の調査研究費にかかる請求書及び支出伝票

資料2の1～5 秋田恵議員の広報・広聴費にかかる請求書及び支出伝票

資料3の1、2 本間賢次郎議員の広報・広聴費にかかる請求書及び支出伝票

資料4 合同会社M o r i L a b oのホームページ

資料5 株式会社北斗の外観写真

請求人の陳述録

今回、監査請求をしたのは、秋田恵議員と本間賢次郎議員に関するものです。

まず、秋田恵議員ですが、調査研究費及び広報・広聴費として、合同会社Morri Laboというところに対して合計280万5,000円を支払っています。政務活動費の総額は540万円ですから、その半分以上をこのMorri Laboに支払っていることになります。

私たちが合同会社Morri Laboについてホームページを確認したところ、資料4として添付しましたとおり、コンサルタントに当たる森秀彦氏の肩書は占い師でありまして、掲載されているのは、対面、電話、メールによる占いの料金です。およそ政務活動に関する調査研究を実施することができるような会社には見えません。秋田議員が政務活動に関する調査研究を委託する先として、どのような理由によってこのMorri Laboを選定したのか、多いに疑問を持ちました。

調査研究委託の内容は、措置請求書の3ページに記載したとおりです。項目はいろいろありますが、公表されているのは、添付しました資料1の1～6にありますとおり、委託した調査研究の題目、何に関しての調査かということと、あとは定型的な情報収集、調査、データ解析、関係法案整理、課題の抽出、専門的知見、解説の提供、報告ということだけです。しかし、この委託内容によれば、当然、調査報告書等の成果物があると考えられます。

川崎市の政務活動費に関しては、支出項目や金額、支出先等が公表されるだけで、成果物を同時に公表することをしていません。よって、今回のように、どのような調査、解析がなされ、どのような資料が議員に提供されたのかが全く分からないため、政務活動費として適正な支出であったかどうか、市民には検証する方法がありません。そこで、監査請求を申し立て、その手続の中で何らかの成果物が開示されるであろうことを期待するしか道がないのです。

広報・広聴費についても同様です。Morri Laboのホームページからは、特に市政報告作成に関するノウハウを持っているようには見受けられません。市政報告を作成するに当たり、秋田議員はどのような理由によって印刷会社でも出版会社でもないこの会社にデザインやレイアウトを依頼することにしたのか、明らかにしていただきたいと思います。

支出の内容についても疑問があります。措置請求書の3ページに記載しましたが、市政報告を作成するに当たり、まず、相談、アドバイスを支払い、次に調査、原稿作成料、それから内容、全体構成確認料、レイアウト及びデザイン料、最後にそれらの修正料等、5回にわたってそれぞれ数十万円を支払っています。この結果、どのような市政報告が出来上がったのか、これも成果物の添付が義務づけられていないため、分かりません。したがって、私たちはこれについても監査請求を申し立てざるを得ませんでした。

次に、本間賢次郎議員についてですが、本間議員は広報・広聴費として株式会社北斗に対して合計124万4,780円の支出をしている、このことを私たちは問題にしています。

株式会社北斗については、資料5として写真を添付しましたが、郵便受けに株式会社北斗という表示があるのみですから、この外見からは、印刷会社であることを認識できません。本間議員はどのような理由によって市政報告の作成を依頼する会社として北斗を選定したのか、疑問を持たざるを得ません。また、その金額も、タブロイド判3,000部で61万6,680円ですから、1部当たり205円を超えます。

私たちかわさき市民オンブズマンが全市会議員の印刷費を調査したところ、平成30年度の中央値は1部当たり5,72円でした。この数値からも、本間議員の205円というのは相当に高額であるということが見てとれるのですが、これについても出来上がった市政報告が添付されていないため、実際のところは明らかになりません。そのため、これも政務活動費として適正な支出であることを確認することができないので、監査請求を申し立てた次第です。

以上のとおりですが、監査に当たりましては、対象議員からの事情聴取を行うだけではなく、調査研究報告書や印刷物等の成果物の実物をぜひ検証していただくことを要望いたします。

続いて、秋田議員のMorri Laboに関する支出について、補足してお話しさせていただきます。

我々の調査によりますと、合同会社Morri Laboは占いの会社です。ですので、サービスの中身を検討させていただきましたが、提供されているサービスとしては占いとしか考えられません。ということになれば、秋田議員が支出されている調査研究費や広報・広聴費という名目で出されていますが、実質的にこの中身が占いに対する費用だということであれば、これは項目を偽った支出ということになりますので、このような支出は全く違法なものです。

また、仮にこの占いが各、例えば台風19号に関することとか、校庭開放に関する項目に関わるも

のだとしても、それはあくまで占いでありますので、調査研究としては取り扱うことはできない内容になっています。また、政教分離の関係からしても、占い行為が政務活動に関係するというのはとても言えるものではありませんので、政務活動に関連しない支出についてこれは支出しているということになりますので、どちらにせよ、秋田議員の支出については全く政務活動としては認められない内容であるというふうに思慮しておりますので、そのあたり実際どのような内容の調査研究が行われ、どのような内容のサービスの内容を受けられたのかという点について重点を置いて調べていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

政務活動費に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 100 条

1～13 略

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17～20 略

2 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（会派及び議員の責務）

第 2 条 会派（所属議員が 1 人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

（交付の対象及び額）

第 3 条 政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員（次項の規定により 50,000 円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

2 会派に対する政務活動費の月額、450,000 円又は 50,000 円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

3 交付対象議員に対する政務活動費の月額は、400,000 円とする。

4 第 2 項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

（交付の方法）

第 4 条 政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

2 前条第 2 項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

3 各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

4 交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。

(1) 議員の任期満了

(2) 議会の解散

(3) 議員の辞職、失職、死亡又は除名

(4) 議員の所属会派からの脱会又は除名

(5) 会派の解散

(6) 議員の会派への加入

5 新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

6 一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、

この限りでない。

(交付の申請及び決定)

第5条 会派の代表者(所属議員が1人である場合にあっては、当該議員をいう。以下同じ。)及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 会派の代表者及び交付対象議員は、前条第1項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。

(増額の申請及び決定)

第7条 前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

(減額等の決定及び通知)

第8条 市長は、第4条第4項第1号、第2号若しくは第5号に該当する事由が生じたとき、又は第6条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第4条第4項第3号若しくは第4号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が1人である会派の当該所属議員が同項第3号に該当したときは、同項第5号に該当するものとみなす。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第4条第4項第1号、第2号又は第5号に該当する場合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。

(経理責任者の設置等)

第9条 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動(調査研究、研修、広報、広聴(市民相談を含む。)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。)に資するため必要な経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

(収入及び支出の報告等)

第11条 会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類(以下「領収書等」という。)の写しを添えて、提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

(剰余金の返還)

第12条 会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第 13 条 市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

(政務活動費の返還命令)

第 14 条 市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第 15 条 議長は、第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）第 8 条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書等の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

3 第 1 項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

4 第 1 項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

(準用)

第 16 条 第 11 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年 4 月 30 日までに」とあるのは「速やかに」と、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 略

別表（第 10 条関係）

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅

	に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

3 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成 13 年川崎市規則第 16 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（交付日）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める交付日は毎月 10 日とする。ただし、その日が川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第 1 条第 1 項に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日を交付日とする。

2 条例第 4 条第 6 項（ただし書を除く。）の規定により政務活動費を交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。

（政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書）

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費交付申請書（会派用）（第 1 号様式）又は政務活動費交付申請書（交付対象議員用）（第 1 号様式の 2）によるものとする。

2 条例第 5 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

（政務活動費交付申請事項変更届）

第 5 条 条例第 6 条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届（会派用）（第 3 号様式）又は政務活動費交付申請事項変更届（交付対象議員用）（第 3 号様式の 2）によるものとする。

（政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書）

第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書（第 4 号様式）によるものとする。

2 条例第 7 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書（第 5 号様式）によるものとする。

（政務活動費減額等決定通知書）

第 7 条 条例第 8 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書（第 6 号様式）によ

るものとする。

(請求書の提出)

第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。）第82条の規定により請求書を提出しなければならない。

(支出の手続及び書類の保存期間)

第9条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。

2 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類（以下「支出確認書類」という。）を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書（以下「支払証明書」という。）をもってこれに代えることができる。

3 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(政務活動費収支報告書)

第10条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（会派用）（第7号様式）又は政務活動費収支報告書（交付対象議員用）（第7号様式の2）によるものとする。

(剰余金の返還)

第11条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。

(交付の決定の取消通知)

第12条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消し内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。

(返還命令)

第13条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 条例第14条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条又は第60条の規定により行うものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第14条 条例第15条第1項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。

2 前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。

3 条例第15条第3項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

(準用)

第15条 第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者（所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 略